

高齢者公衆入浴補助のお知らせ

問申 福祉課福祉係 ⑪番窓口 [1 64-1120]

町内の入浴場の入浴料を補助するカードを発行しています。カードを入浴場で提示すると入浴料の半額(上限150円)補助を受けることができます。

入浴補助を希望される方で、カードをお持ちでない方は、窓口まで申請にお越しください。

対象者 すべてに該当される方

- ●町内在住65歳以上の方
- ●町税などの滞納がない方
- ●自力での入浴が可能な方。または、同行者の介助によって入浴が可能である場合は、必ず同行者がある方
- 心臓病などの持病が原因で、入浴によって身体に危険が及ばない方。または、必ず同行者がある方
- ●飛まつ、接触などによって感染する感染症などの持病のない方

対象浴場

宝栄湯・二ノ丸温泉

緊急連絡先

申請時に緊急連絡先の登録が必要です。 入浴場で体調不良等があった場合、緊急 連絡先へご連絡する場合があります。



入浴補助カードを お持ちの方へ

緊急連絡先等に変更がある方は、**必ず変更の届出**をお願いします。 不明な点がありましたら、福祉係までご連絡ください。



介護保険負担限度額認定のご案内

間申 福祉課介護保険係 ③番窓口 1164-1120

介護保険施設への入所や短期入所を利用したとき、居住費と食費は自己負担になります。経済的理由により施設利用が困難にならないように、非課税世帯等の一定の条件に該当している方は、申請により費用負担が軽減されます。



現在、認定を受けている方で、8月以降も引き続き認定を希望される場合は、再度申請が必要です。 対象の方にはお知らせしますので、8月末までに更新の手続きをお願いします。申請には、本人と配偶 者の資産状況の確認が必要なため預金通帳等をご持参ください。



一65歳以上の皆様へ一介護保険料のお知らせ

問 福祉課介護保険係 ③番窓口 [日64-1120

7月中旬に令和5年度 介護保険料の決定通知書をお送りします。

- ●普通徴収の方には納付書を決定通知書に同封しています。各納期までに金融機関等で納めてください。 納め忘れがないよう、□座振替の利用もできます。金融機関にて登録ください。
- ●特別徴収(年金から天引き)の方は、通知書にて保険料をご確認ください。

| 所得段階 | 対象者 | | | | | |
|-----------|-------------------------------|---|----------------------|--------------|---------|----------|
| | 世帯の町民税 課税状況 | 本人の収入や所得状況 | | 保険料率 | 保険料月額 | 保険料年額 |
| 第1 段階 | · 世帯全員非課税 | ・生活保護受給者 | | 基準額 ×0.3* | 1,920円 | |
| | | ・老齢福祉年金受給者 | | | | 23,040円 |
| | | 本人の前年の 課税年金収入額 と合計所得金額 (年金所得は除 く)の合計が | 80万円以下の方 | | | |
| 第 2 段階 | | | 80万円超 120万円以下の方 | 基準額 ×0.5* | 3,200円 | 38,400円 |
| 第3 段階 | | | 120万円超の方 | 基準額 ×0.7* | 4,480円 | 53,760円 |
| 第 4 段階 | 世帯の誰かが ・ 課税されていて 本人が非課税 | | 80万円以下の方 | 基準額 ×0.9 | 5,760円 | 69,120円 |
| 第 5 段階 | | | 80万円超の方 | 基準額 | 6,400円 | 76,800円 |
| 第 6 段階 | - - 本人が課税され - ている | 本人の前年の合計所得金額が | 120万円未満の方 | 基準額 ×1.2 | 7,680円 | 92,160円 |
| 第7 段階 | | | 120万円以上 210万円未満の方 | 基準額 ×1.3 | 8,320円 | 99,840円 |
| 第 8 段階 | | | 210万円以上 320万円未満の方 | 基準額 ×1.5 | 9,600円 | 115,200円 |
| 第 9 段階 | | | 320万円以上の方 | 基準額 ×1.7 | 10,880円 | 130,560円 |

- ※令和元年10月から消費税率が引き上げられたことに伴い、第1~3段階(住民税非 課税世帯)の方の保険料軽減が拡大されています。
- ●40歳から64歳までの方は、加入されている医療保険で健康保険料(介護分)として 納めていただいております。詳しくは加入している健康保険へお問い合わせください。
- ●特別な事情により各納期限まで納付することが難しいときは、窓口またはお電話にてご相談ください。経済状況等をお伺いした上で分割納付や徴収猶予等の制度を個別にご案内します。



17 令和5年7月 **16**